

生駒市消防本部訓令甲 1 号

生駒市火災予防査察違反処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

生駒市消防長 坂 上 弘

生駒市火災予防査察違反処理規程の一部を改正する訓令

生駒市火災予防査察違反処理規程（平成 2 4 年 6 月生駒市消防本部訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条中「行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 5 7 条」を「行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 8 2 条」に改める。

様式第 7 号及び様式第 8 号を次のように改める。

第 号
年 月 日

殿

生駒市消防長
(生駒市消防署長)



資料提出命令書

所 在
名 称
用 途

火災予防のため必要があるので、消防法第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

命令事項

(行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による教示)

第 号
年 月 日

殿

生駒市長



資料提出命令書

所 在
名 称
用 途

火災予防のため必要があるので、消防法第16条の5第1項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

命令事項

（行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示）

様式第 1 2 号及び様式第 1 3 号を次のように改める。

第 号
年 月 日

殿

生駒市消防長
(生駒市消防署長)



報告徴収書

所 在
名 称
用 途

火災予防のため必要があるので、消防法第4条第1項の規定に基づき、下記事項を 年 月 日までに生駒市消防本部に文書をもって報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

報告内容

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示)

第 号
年 月 日

殿

生駒市長



報告徴収書

所 在
名 称
用 途

火災予防のため必要があるので、消防法第16条の5第1項の規定に基づき、下記事項を 年 月 日までに生駒市消防本部に文書をもって報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

報告内容

（行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示）

様式第 19 号を次のように改める。

殿

生駒市消防長
(生駒市消防署長)



命 令 書

所 在
名 称
用 途

上記対象物は、 と認めるので、消防法第 条 第 項
の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがある。

記

1 命令事項

2 命令の事由

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示)

様式第 2 1 号及び様式第 2 2 号を次のように改める。

第 号
年 月 日

殿

生 駒 市 長



命 令 書

所 在
名 称
用 途

上記施設は、 と認めるので、消防法第 条 第 項
の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがある。

記

1 命令事項

2 命令の事由

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示)

殿

（階 級 ・ 氏 名） 印

命 令 書

所 在
名 称
用 途

上記対象物は、 と認めるので、消防法第 条 第 項
の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがある。

記

1 命令事項

2 命令の事由

（行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示）

様式第 27 号及び様式第 28 号を次のように改める。

第 号
年 月 日

殿

生駒市消防長
(生駒市消防署長)



特例認定取消書

あなたの する下記防火（防災管理）対象物（ 年 月 日
第 号認定）は、消防法第8条の2の3第6項第 号（消防法第36条第1
項において準用する場合を含む。）に該当するため、同項の規定に基づき、特例認
定を取り消す。

記

- 1 防火（防災管理）対象物名
- 2 特例認定年月日・番号
- 3 特例認定取消しの事由

（行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示）

第 号
年 月 日

殿

生駒市長



許 可 取 消 書

あなたの する下記 (年 月 日 第
号設置許可) は、消防法第 条 第 項違反と認めるので、同法第 12
条の 2 第 1 項の規定に基づき、許可を取り消す。

記

- 1 施設区分
- 2 設置場所又は常置場所
- 3 設置許可年月日・番号
- 4 許可取消し事由

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示)

様式第 3 1 号から様式第 3 6 号までを次のように改める。

戒 告 書

殿

生駒市消防長



- 1 所在地
- 2 名 称
- 3 用 途

上記対象物について、
の規定に基づき、
年 月 日までに
いまだ履行されていない。

と認めたので、消防法第 条第 項
第 号をもって
することを命じたが、
よって、前記命令を
年 月 日までに履行しないときは、行政代
執行法第2条の規定に基づき、代執行を行うこととしたので、この旨行政代執行
法第3条第1項の規定により戒告する。

また、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第2条の規定に基づき、徴
収する。

なお、代執行により生ずる損害については、すべて責任を負わないことを申し
添える。

（行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示）

戒 告 書

殿

生 駒 市 長



1 所在地

2 名 称

3 用 途

上記対象物について、と認めたので、消防法第 条第 項の規定に基づき、年 月 日付け 第 号をもって年 月 日までにすることを命じたが、いまだ履行されていない。

よって、前記命令を年 月 日までに履行しないときは、行政代執行法第 2 条の規定に基づき、代執行を行うこととしたので、この旨行政代執行法第 3 条第 1 項の規定により戒告する。

また、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第 2 条の規定に基づき、徴収する。

なお、代執行により生ずる損害については、すべて責任を負わないことを申し添える。

（行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示）

代 執 行 令 書

殿

生駒市消防長



- 1 所在地
- 2 名 称
- 3 用 途

上記対象物については、 年 月 日付け 第 号をもって戒告したが、いまだ履行されていない。

よって、行政代執行法第 2 条の規定に基づき、代執行を次により行うこととしたので、この旨行政代執行法第 3 条第 2 項の規定により通知する。

また、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第 2 条の規定に基づき、徴収する。

なお、代執行により生ずる損害については、すべて責任を負わないことを申し添える。

- 1 代執行の期日
- 2 代執行執行責任者（階 級 ・ 氏 名）
- 3 代執行に要する費用の概算見積額
- 4 代執行の内容

（行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示）

代 執 行 令 書

殿

生 駒 市 長



1 所在地

2 名 称

3 用 途

上記対象物については、 年 月 日付け 第 号をもって戒告したが、いまだ履行されていない。

よって、行政代執行法第 2 条の規定に基づき、代執行を次により行うこととしたので、この旨行政代執行法第 3 条第 2 項の規定により通知する。

また、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第 2 条の規定に基づき、徴収する。

なお、代執行により生ずる損害については、すべて責任を負わないことを申し添える。

1 代執行の期日

2 代執行執行責任者（階 級 ・ 氏 名）

3 代執行に要する費用の概算見積額

4 代執行の内容

（行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示）

代執行費用納付命令書

殿

生駒市消防長



- 1 所在地
- 2 名称
- 3 用途

年 月 日付け 第 号の代執行令による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第5条の規定に基づき、代執行費用を次のとおり納付するよう命令する。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので、申し添える。

- 1 納付期日 年 月 日
- 2 納付金額 金 , 円
- 3 納付方法
- 4 代執行

（行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示）

代執行費用納付命令書

殿

生駒市長



- 1 所在地
- 2 名称
- 3 用途

年 月 日付け 第 号の代執行令による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第5条の規定に基づき、代執行費用を次のとおり納付するよう命令する。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので、申し添える。

- 1 納付期日 年 月 日
- 2 納付金額 金 , 円
- 3 納付方法
- 4 代執行

（行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示）

様式第45号を次のように改める。

殿

生駒市消防長



保管費用等納付命令書

年 月 日付け返還した物件の保管、売却及び公示等に要した費用は下記のとおりであるから 年 月 日までに へ納付するよう消防法第 条 第 項の規定により命令する。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税徴収法の例により徴収する。

記

金 , 円

費 目	金 額	内 訳

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示)

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。